

廃 第 1 5 8 号

平成 3 0 年 6 月 1 日

一般社団法人 島根県産業廃棄物協会

会長 尾崎 俊也 様

島根県環境生活部廃棄物対策課長



水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の
管理に関する報告について

このことについて、平成 30 年 5 月 11 日付け事務連絡により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。



事務連絡

平成30年5月11日



環境省環境再生・資源循環局廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告について

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年8月16日に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策により、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指す取組が始まっています。廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することとされています。

国内においては、水俣条約の発効日と同日に、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号。以下「水銀汚染防止法」という。）が本格施行されました。当該法令においては、下記のとおり水銀等を貯蔵する者又は水銀含有再生資源を管理する者は、主務大臣への定期的な報告が義務づけられています。また、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に当たっては、環境上適正な貯蔵及び管理のために措置を講ずることを指針において求めています。

貴職におかれましては、水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するため、引き続き環境上適正な貯蔵及び管理のための措置を講じた上で、下記の報告について遺漏なきよう貴管内廃棄物処理事業者への周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 水銀等の貯蔵に関する報告

(1) 報告の対象

以下の水銀及び水銀化合物、またそれらの混合物（水銀又は水銀化合物の含有量が全重量の95%以上であるもの）で、当該年度において事業所で貯蔵した最大量が30kg以上のもの。

（ただし、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除く）

- ・水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- ・塩化第一水銀
- ・酸化第二水銀
- ・硫酸第二水銀
- ・硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- ・硫化水銀（辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有する硫化水銀の量が30kg以上の場合。）

- (2) 貯蔵に関する報告が求められる事項
別添の「水銀等貯蔵報告書様式」参照

2 水銀含有再生資源の管理に関する報告

(1) 報告の対象

水銀等又はこれらを含む物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号)別表第3第27号に掲げるものに限る。)であって、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの(廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)のうち有用なもの。

対象物質については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドラインVer 1.1」を参照のこと。

- (2) 管理に関する報告が求められる事項

別添の「水銀含有再生資源管理報告書」参照

3 提出期間

毎年度4月1日から6月30日までの間

(提出する水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に関する報告書に記入する報告事項については、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の内容が対象。ただし、今年度の報告対象である平成29年度については、制度施行初年度であるため、水銀汚染防止法施行日の平成29年8月16日から平成30年3月31日までの期間が報告の対象。)

4 提出方法(廃棄物処理業に限る)

水銀等の貯蔵又は水銀含有再生資源の管理に関する報告は、書面により以下の提出先に持参又は送付

提出先：環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 特別廃棄物調査係
東京都千代田区霞が関1-2-2

なお、報告書の作成に際しては、以下の当省ホームページをご確認願います。

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドラインVer1.1(平成30年4月 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課)

(http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo_gl-1.pdf)

- ・水銀等の貯蔵に係る報告様式（様式、別紙1，別紙2）

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/yousiki5-2.doc>

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver1.1（平成30年4月 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課）

http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/saisei_gl-1.pdf

- ・水銀含有再生資源の管理に係る報告様式（様式、別紙1，別紙2）

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/yousiki6-2.doc>

以上

【担当】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 重松、光山、酒井

電話：03-5501-3157

水銀等貯蔵報告書

平成 年 月 日

主務大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称 及び所在地	名称：
	所在地：
担当者氏名及 び連絡先	部署：
	氏名：
	電話番号：
水銀等の貯蔵 に係る主たる 事業	
水銀等の貯蔵に係 る主たる事業を所 管する大臣	
前年度の年度末 において貯蔵し ていた水銀等の 種類別の量	
前年度におけ る水銀等の貯 蔵状況	別紙 2 のとおり。
指針に基づき 実施した取組 等	

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。
- 3 水銀等の貯蔵に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀等の貯蔵に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙 1 に記載すること。

- 4 前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量の欄については、水銀等の貯蔵に関する省令（平成 27 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号）第 2 条の要件に該当する水銀等の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に貯蔵していた量を記載すること。
- 5 前年度における水銀等の貯蔵状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀等の種類ごとに別紙 2 に記載すること。
- 6 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第 1 号）に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙 1

1	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙2 水銀等の種類 ()

前年度における水銀等の貯蔵状況

①年度当初に貯蔵していた量				kg
②製造した量				kg
③引渡しを受けた量	kg	kg	kg	②、③の合計 (⑧) kg
引き渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
④使用した量	kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑨) kg
使用目的(用途)				
⑤引き渡した量	kg	kg	kg	
引渡しの目的(引渡しを受けた者における用途)				
引渡しを受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				kg
事業所の名称及び所在地				
⑥廃棄物となった量				kg
⑦年度末に貯蔵していた量				kg
貯蔵の目的				
備考欄				

備考

- 1 別紙2については水銀等の種類ごとに作成すること。
- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 4 ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 5 貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
- 6 年度末に貯蔵していた量（⑦）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑦
=①+⑧-⑨-⑥
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

水銀含有再生資源管理報告書

平成 年 月 日

主務大臣 殿

報告者

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称 及び所在地	名称：
	所在地：
担当者氏名及 び連絡先	部署：
	氏名：
	電話番号：
水銀含有再生資源 の管理に係る主たる 事業	
水銀含有再生資源 の管理に係る主たる 事業を所管する 大臣	
前年度末に管理し ていた水銀含有再 生資源の種類別の 量	
前年度における水 銀含有再生資源の 管理状況	別紙 2 のとおり。
指針に基づき 実施した取組 等	水銀含有再生資源管理者が指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組（具体的に記載）
	水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施を求めた取組（具体的に記載）

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。
- 3 水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀含有再生資源の管理に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。
- 4 前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量の欄については、水銀含有再生資源の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に管理していた量を記載すること。
- 5 前年度における水銀含有再生資源の管理状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀含有再生資源の種類ごとに別紙2に記載すること。
- 6 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 7 水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類等を添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙 1

1	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙2 水銀含有再生資源の種類 ()

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	kg			湿重量・乾重量
②生じた量	kg			②、③の合計 (⑨) kg
③譲り受けた量	kg	kg	kg	
譲渡者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
④譲り渡した量	kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑩) kg
譲渡しの目的 (譲受者における用途)				
譲受者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
⑤処分作業を行った量	kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的 (処分作業により得られた物の用途)				
⑥廃棄物となった量				kg
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量				kg
⑧年度末に管理していた量				kg
管理の目的				
備考欄				

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に
 係る情報】

保管の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
保管を行った事業所の名称及び所在地		
環境上適正な保管のために実施された取組等		
運搬の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
運搬の経路		
環境上適正な運搬のために実施された取組等		
処分作業の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
処分作業を行った事業所の名称及び所在地		
処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)		
環境上適正な処分作業のために実施された取組等		

備考

- 1 別紙2については水銀含有再生資源の種類ごとに作成すること。
- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 ①から⑧までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」を○で囲むこと。
- 4 譲渡しの目的の欄については、譲受者における用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 5 ⑤処分作業を行った量、処分作業の種類及び目的並びに処分作業の委託を受けた者の欄については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）附属書IV Bに掲げる処分作業に係る情報を記載するものとし、処分作業の種類及び目的の欄については、バーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業のいずれに該当するかの別及び可能な限り処分作業により得られた物の用途を記載すること。
- 6 ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 7 管理の目的の欄については、可能な限り、目的別の管理量を記載すること。
- 8 年度末に管理していた量（⑧）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑧
=①+⑨-⑩-⑥
- 9 環境上適正な保管のために実施された取組等、環境上適正な運搬のために実施された取組等及び環境上適正な処分作業のために実施された取組等の欄については、水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記載し、当該実施状況を確認することができる書類等を添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。